

副本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 外123名

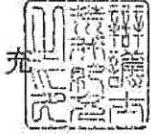
被 告 仙台パワーステーション株式会社

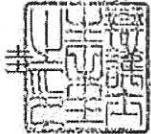
専門委員の関与に関する意見書

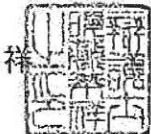
平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

被告訴訟代理人

| | | |
|-----|-------|--|
| 弁護士 | 荒 井 紀 |  |
|-----|-------|--|

| | | |
|---|-----|---|
| 同 | 本 田 |  |
|---|-----|---|

| | | |
|---|-------|---|
| 同 | 須 藤 希 |  |
|---|-------|---|

| | | |
|---|---------|---|
| 同 | 小 林 菜 摘 |  |
|---|---------|---|

被告は、裁判所より提案のあった専門委員の本件訴訟手続への関与について、以下のとおり意見を述べる。なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

第1 専門委員の関与に関する意見

被告は、本件訴訟において、民事訴訟法第92条の2第1項の下で、専門委員を訴訟手続へ関与させることは不適切であると考える。ただし、仮に関与させる場合には、排出基準及び大気の汚染に係る環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠に関する専門的知見を有する者を専門委員として関与させることが適切である。

なお、第3回口頭弁論調書の記載からは必ずしも明らかではないが、現時点において、被告は、民事訴訟法第92条の2第2項及び第3項に係る専門委員の関与に関する意見を求められているわけではないものと理解している。そこで、本意見書における意見は、これらの条項に係る専門委員の関与に関するものではない。

第2 本件において専門家の知見を導入すべき論点は何か

民事訴訟法第92条の2第1項においては、「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るために必要」な場合に専門委員に手続への関与をさせることができるとが定められている。

しかるに、第3回口頭弁論期日における裁判所による異例の争点摘示及び原告らの発言によれば、①生命、身体を保護法益とする人格権（いわゆる身体的人格権）、②平穏に日常生活を送るという人格権（精神的価値を保護法益とするもの）、及び③生物多様性を保持する権利を、本件の訴訟物とすることであった（なお、第

3回口頭弁論調書においては、被告もこれを「確認した」旨の記述があるが、訴訟物の所在については、被告が「確認」するような性質の問題ではないため、調書上の記載は不正確である。）。また、上記①に関しては、妨害予防請求権が訴訟物となっている旨の裁判所の指摘があり、原告らもこれに同意していた。

その上で、裁判所からは、本件に専門委員を関与させる旨の意向が示され、原告ら及び被告の意見が求められた。その際、上記の3つの訴訟物のうち、いずれの訴訟物について専門的知見を導入する趣旨での専門委員の関与が想定されているのか明確な説明がなされたことはなかったが、裁判所の争点摘示の内容に照らすと、上記①及び②に関して専門的知見を導入する趣旨と理解されるものであった。

しかるに、上記①、すなわち、身体的人格権に基づく妨害予防請求権を訴訟物とする場合、一般的には、（1）権利侵害、（2）違法性（受忍限度）、（3）実質的被害の発生に対する蓋然性（因果関係）が差止請求の要件となるものと理解されている。

このうち、上記（2）違法性（受忍限度）との関係では、まず、「排出基準」（大気汚染防止法第3条）が問題となる。すなわち、「排出基準」は、事業場に設置される施設の排出口から排出される汚染物質の量や濃度に関する許容限度を定めたものであるところ、「大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全」することを目的とする大気汚染防止法の趣旨に照らせば、排出基準への違反が認められない本件にあっては、「国民の健康を保護するとともに生活環境を保全」するという目的は達成されているであろうとの推定が一般的に働く。換言すれば、大気の汚染に関して、国民の健康や生活環境の保全といった要請を受けて環境省令により定められた排出基準は、周辺住民との関係では一種の受忍限度を設定するものといえるところ、本件における受忍限度を設定するに当たり、排出基準に違反していない事業者である被告との関係において、環境省令が設定するところの「受忍限度」とは別個の受忍限度を観念すべきなのかという点は極めて重要な論点となる

はずである。

次に、環境基本法第16条において「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされており、これを受け「環境基準」が行政上の努力目標として定められている。これは、一般公衆の通常生活する地点における測定値につき、「人の健康を保護し」「生活環境を保全する上で」「望ましい基準」を設定するものであり、事業場に設置される施設の排出口から排出される汚染物質の量や濃度に関する許容限度につき定めた「排出基準」（大気汚染防止法第3条）とはまったく別の概念である。

そして、本件においては、原告ら自身が浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、煤塵、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、オゾン（O₃）及びオキシダント（O_x）の測定値がいずれも環境基準を超過しておらず、かつ、水銀についてもその測定値が環境省の「大気中の水銀蒸気の吸入による長期暴露に係る指針値」¹を超過するものではない旨の主張を行っている（訴状11～15頁）。すなわち、少なくとも、環境基本法において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準の範囲にある旨が、原告ら自身により主張されているのである。

環境基準については、「維持されることが望ましい基準」として、所管官庁（現在は環境省）において、所要の手続を経て、告示により制定されており、その過程では多くの専門家の知見が採り入れられている。そこで、これに依ることへの合理

¹旧大気汚染防止法18条の22において、事業者が有害大気汚染物質の排出及び飛散を抑制するために必要な措置を講ずることとされているところ、「水銀及びその化合物」は、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」のひとつに挙げられ、かつ、その中でも「優先取組物質」のひとつとして選定されている（なお、平成30年4月1日に施行された改正法により、条文番号が18条の37に改められた。また、「水銀及びその化合物」については、別途排出規制が設けられたことから、「有害大気汚染物質」の定義から除外されている（同法2条15項）。）。これを受け、環境目標値のひとつとして「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値」として「大気中の水銀蒸気の吸入による長期暴露に係る指針値」が設定されている。本意見書においては、議論の便宜上、環境基本法上の環境基準とともに「環境基準」と総称する。

性は一般的に担保されている。また、本件においては争点とはなっていないが、環境基準は上述のとおりあくまで「維持されることが望ましい基準」として掲げられた行政上の努力目標にすぎず、一般的に言えば、各種の測定値が環境基準を達成していないとしても直ちに健康被害をもたらすものとは理解されていない。「維持されることが望ましい基準」という環境基準の性質からもこの点は当然のことと理解されるところ、実際にも、環境基準が達成されないことが決して稀というわけでもない。

以上に照らすと、本件における受忍限度を判断する上では、排出基準及び環境基準をどのように位置づけるのかという点は中心的な課題となることが予想される。

そして、上記②、すなわち、平穏に日常生活を送るという人格権との関係においても、同旨の議論が当てはまるはずである。すなわち、「大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全」することを目的とする大気汚染防止法において設けられている排出基準を被告が遵守しているかどうかという点や、環境基本法において「人の健康を保護し」「生活環境を保全する上で」「望ましい基準」とされている環境基準との関係で各種の測定値がどのような状況にあるかという点は、平穏に日常生活を送るという人格権への侵害の有無を判断する上で極めて大きな要素となるはずであるところ、環境基準や排出基準をどのように位置づけるかという点は、平穏に日常生活を送るという人格権との関係においても中心的な課題となることが予想される。

そこで、本件において、まずは、いわゆる受忍限度を判断する上で排出基準や環境基準をどのように位置づけるべきかという点を裁判所において判断いただく必要があるが、かかる高度に専門的な事項に係る判断を行う上では、専門的知見への理解ないし判断の必要性が認められるのは確かである（上記②との関係では、正確には「受忍限度」と整理すべきかどうかも問題となり得るが、本意見書の目的に照ら

して、以下においては「受忍限度」という用語を用いて議論を進めることとする。)。

具体的には、とりわけ排出基準や環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠について、専門的知見の導入の必要性が認められるといえよう。

なお、大気汚染に関しては、自動車などの移動発生源とともに、仙台PS以外の固定発生源（他の工場や自然現象など）などの影響もあることから、仙台PSから一定程度の距離がある地点における特定の物質の測定値に対する仙台PSの寄与度、すなわち、上記①身体的人格権に基づく妨害予防請求権を訴訟物とする場合の差止請求の要件のひとつである（3）実質的被害の発生に対する蓋然性（因果関係）の点も大いに問題となり得るものであるが、そもそも如何なる受忍限度を設定するかという点を明らかにしないままに、特定の地点における特定の物質の測定値への仙台PSの寄与度を先行して議論するのが適切であるとは考えられない。そのような抽象的な議論は、訴訟当事者に主張立証の対象を見失わせるものに他ならず、徒に議論を混乱に陥れることが懸念される。そこで、如何なる受忍限度を設定すべきかという点について、専門的知見を導入する形で先行的に審理を進めることは、「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し、必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要」と言える。

以上のとおり、本件において、専門的知見を導入するとすれば、まずは、排出基準や環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠に係るものということになる。ただし、本件訴訟においてかかる意味での専門的知見を導入する方法として、専門委員の関与という方法をとることは、以下に述べるとおり不適切である。

第3 専門委員を関与させることが適切でないこと

本件においては、そもそも原告らの主張は、各種の測定値が環境基準を達成していることを前提として展開されている。また、排出基準への違反がないという点に

ついても争いはない。しかるに、原告らは、排出基準や環境基準とはまったく異なる評価基準に基づき受忍限度を判断すべきとの主張を行おうとしているもののように見える。

しかし、専門委員の制度が導入された民事訴訟法改正に際して「法制審議会では・・・争点について判断は、あくまでも裁判官が行うものであり、専門委員の関与は、裁判官の争点について心証を左右するものではないことを確認した上で、現行の規定で合意した」という指摘がなされている（「門口正人判事退官記念 新しい時代の民事司法」569頁）。そして、「専門委員制度に先立ち、平成16年2月に発行された『専門委員参考資料』（最高裁判所事務総局）には、『争点及び証拠の整理手続においては、弁論主義の要請があることから、たとえ証拠等から認めることができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方や主張の内容についての当否を指摘したり、当事者が提出している論拠以外の資料の存在を示したりすることができないように留意する必要があります。また、専門委員は、鑑定人と異なることから、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べること等はしないように留意する必要があります』（30頁）と記載されている」との指摘もなされている（同書571～572頁）。

すなわち、専門委員の関与という方法により専門的知見を導入することには一定の「不自由さ」が存しております、特に、本件において、受忍限度との関係で排出基準や環境基準をどのように位置づけるかという中心的争点を判断する上では、「事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べること等はしないように留意する」という制約の対象となってしまうおそれがある。本件において、専門家にこの点に係る意見を聴取することができないというのは、事件の審理にあたり相当な障害となることが予想される。この点は、例えば、特許訴訟のように、純粹な技術的事項については専門委員の説明を受けつつ特許の

請求項の解釈については法律判断として裁判所が自ら判断するといった図式が当てはまる場面においては専門委員の関与が一般的に有効に機能するが、本件訴訟においてはそのような場面と様相を大きく異にしているのである。

以上から、本件訴訟において専門的知見を取り入れる方法として、専門委員を関与させるという方法を探ることにより、却って、専門的知見を効果的に取り入れることができなくなることを被告としては懸念する。本件訴訟において想定される中心的争点の所在に鑑みるのであれば、専門的知見の導入については、まずは当事者の立証活動に委ね、必要に応じて鑑定を行うこととするのが適切である。これにより、専門家の知見を適切な形で審理に反映させることができるものと思料する次第である。

以 上